本号で公布された法令のあらまし

◇公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（文部科学省）

1　高等学校等就学支援金の支給限度額の加算に係る私立高等学校等として地方公共団体の設置する専修学校を追加することとした。（第四条第一項関係）

2　高等学校等就学支援金の支給限度額の加算に係る基準としている市町村民税所得割の額について、扶養控除の見直しに伴い、一六歳未満の扶養親族及び一六歳以上一九歳未満の扶養親族の人数に応じた額となるよう見直すこととした。（第四条第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとし、平成二四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用することとした。

◇郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第二〇一号）（内閣官房）

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第三〇号）の施行期日を平成二四年一〇月一日とすることとした。

◇郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二〇二号）（内閣官房）

1　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、日本郵政株式会社法施行令を廃止するほか、郵政民営化法施行令等二八の関係政令について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、一部を除き、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

1　厚生労働大臣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三五条の三第一項の政令を制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法の施行前においても、労働政策審議会の意見を聴くことができることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二三年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二四年八月一日から施行することとした。

政　令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三　地方公共団体の設置する専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）

第四条第三項第一号中「一万八千九百円」の下に「（就学支援金が支給される月の属する年の前年（当該月が一月から六月までの月であるときは、前々年。以下この号において単に「前年」という。）の十二月三十一日現在において保護者等が年齢十九歳未満の扶養親族（同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）を有する場合（前年の中途において保護者等が有する年齢十九歳未満の扶養親族が死亡した場合を含む。）には、一万八千九百円に同日現在において年齢十六歳未満の扶養親族（前年の中途において死亡した年齢十六歳未満の扶養親族を含む。以下この号において「十六歳未満扶養親族」という。）の数（保護者等が二人以上いるときは、その全員の十六歳未満扶養親族の数を合算した数）を二万千三百円に乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族（前年の中途において死亡した年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族を含む。以下この号において「十六歳以上十九歳未満扶養親族」という。）の数（保護者等が二人以上いるときは、その全員の十六歳以上十九歳未満扶養親族の数を合算した数）を一万千百円に乗じて得た額の合計額を加算した額）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

文部科学大臣　平野　博文

内閣総理大臣　野田　佳彦